

鹿児島県では県管理の道路・河川・海岸の美化活動を支援しています。
 振興会などでの清掃作業に併せて申請されてみてはいかがでしょうか。(初回は事前の団体登録が必要です。)

ふるさとの道サポート推進事業

地域の皆さんが県管理の道路で定期的に行う清掃・草刈・植栽帯の花植えなどの美化活動を県が支援します。

☆令和元年度から対象経費が拡大されます。

令和元年度	
対象者	100 m以上（県管理道路）（植栽帯は制限無し） 年1回以上の美化活動
支援方法	補助金制度（現金支給）：年間上限3万円
対象物品 (記載されている以外の物品については補助の対象と認められません。)	○ゴミ袋・ <u>草刈機の燃料</u> ・混合油・花苗・肥料・軍手・草刈機の替え刃・鎌・ほうき・ちりとり・ごみばさみ・一輪車・飲料品代・高枝切りばさみ・勢定ばさみ・のこぎり・スコップ・草刈機・熊手・ゴーグル・すね当て・ <u>チェーンソーの替刃・チェーンソーオイル・レーキ・フォーク・斧・草木等搬出用資材（ひも、留め具類）</u> なた・ <u>鋏・ブロワー・脚立・長靴・高木の枝などの伐採に要する重機・運搬車両の燃料・施設の保守に必要な木材</u> ○セーフティーコーン、のぼり旗、立て看板、作業用安全対策ベスト ○重機・運搬車両・草刈機のリース料・収集した草木等の処分手数料
ボランティア保険助成	補助金とは別に、団体が加入したボランティア保険料を助成（1名当たり350円） ※基準：社会福祉協議会ボランティア保険（活動内容によってはボランティア保険に加入できない場合があります。）

※補助金の受取には対象物品を購入したときの領収書が必要になりますが、飲料品代については領収書は不要です（参加人数×150円）。

問い合わせ：大隅地域振興局建設部建設総務課管理係 ☎0994(52)2175

みんなの水辺サポート推進事業

地域の皆さんが県管理の河川・海岸で定期的に行う清掃・草刈などの美化活動を県が支援します。

☆令和元年度から対象経費が拡大されます。

令和元年度	
対象者	県管理河川・海岸（100 m以上）で年1回以上の美化活動
支援方法	補助金制度（現金支給）：年間上限3万円
対象物品 (記載されている以外の物品については補助の対象と認められません。)	○ゴミ袋・軍手・草刈機の替刃・鎌・ほうき・ちりとり・ごみばさみ・一輪車・飲料品・草刈機・ゴーグル・チェーンソー替刃・チェーンソーオイル・熊手・剪定ばさみ・のこぎり・フォーク・すね当て <u>草刈機の燃料代・高枝切りばさみ・レーキ・おの・草木等搬出用資材（ひも、留め具類）・なた・ブロワー・脚立・長靴</u> ○セーフティコーン・のぼり旗・立て看板 <u>作業用安全ベスト</u> ○重機、運搬車両、草刈機のリース料・収集した草木等の処分手数料 <u>伐採に要する重機・運搬車両の燃料代</u> <u>※リース・レンタル車両→満タン給油額 自家用車→距離計算により算出した額</u>
ボランティア保険助成	補助金とは別に、団体が加入したボランティア保険料を助成（1名当たり350円） ※基準：社会福祉協議会ボランティア保険（活動内容によってはボランティア保険に加入できない場合があります。）

※補助金の受取には対象物品を購入したときの領収書が必要になりますが、飲料品代については領収書は不要です（参加人数×150円）。

問い合わせ：大隅地域振興局建設部建設総務課管理係 ☎0994(52)2176
 または鹿児島県河川課管理係 ☎099(286)3590